

訪問看護 重要事項説明書【介護】

あなたに対する訪問看護若しくは介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社メディカル・ハンプ
事業者所在地	世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104 号室
法人種別	株式会社
代表者名	内田 玉實
電話番号	03-3326-5409

2. 事業者が有する介護保険法令に基づき指定された事業所（都内）

介護保険法令に基づき、東京都知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき東京都知事及び世田谷区長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
メディカル・ハンプ 世田谷区指定 1371203009	居宅介護支援
メディカル・ハンプ 訪問看護ステーション 東京都指定 1367195027	訪問看護・介護予防訪問看護

3. ご利用事業所

事業所名称	メディカル・ハンプ訪問看護ステーション
指定番号	東京都指定 1367195027
所在地	世田谷区南烏山 5-23-11 エビスビル 1F
電話番号	03-3326-5409
サテライト稲城 所在地	稲城市東長沼 3109 ガーデンピア樹光 201
電話番号	042-401-6220

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、看護のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保する事が出来るように支援する事を目的とします。

運営の方針

(1) メディカル・ハンプ訪問看護ステーション（以下、事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。

(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

5. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管 理 者	1 名		1 名
看 護 師	5 名以上	1 名以上	6 名以上
理学療法士	1 名以上		1 名以上
作業療法士	1 名以上		1 名以上
事 務 員	1 名以上		1 名以上

6. 営業時間

営業日・営業時間	月～金 午前9時～午後5時30分
休日	土・日・12月30日～1月3日

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して24時間体制にて電話での相談及び緊急時訪問を行います。

7. 営業地域

通常の営業地域	◇ 世田谷区；上祖師谷・祖師谷・千歳台・成城・喜多見・経堂・宮坂・砧・粕谷・船橋・八幡山・上北沢・桜上水・赤堤・北烏山・南烏山・給田の全域 松原4～6丁目 大蔵1～3丁目 桜丘2、5丁目 ◇ 杉並区；下高井戸・上高井戸全域 高井戸東1～2丁目・高井戸西1～2丁目・久我山1～2丁目 ◇ 狛江市；全域 ◇ 調布市；仙川町・緑ヶ丘・入間町・西つつじヶ丘・東つつじヶ丘・若葉町・菊野台・柴崎・国領・布田・染地・八雲台・佐須・小島町・調布ヶ丘・深大寺東町・深大寺南町・深大寺北町・深大寺元町・ ◇ 深大寺西町・野水
---------	---

	◇ 三鷹市；北野・新川・中原 ◇
サテライト営業 地域	◇ 稲城市全域 ◇ 狛江市全域 ◇ 調布市：上石原・下石原・多摩川・富士見町・布田・小島町・西原・飛田給 ◇ 府中市：小柳町・押立町・是政・白糸台

8. サービス内容

サービスは、訪問看護師等がご本人・ご家族と話し合いながら、かかりつけの医師などと連絡をとり、看護計画を立てすすめていきます。

健康相談

- 健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
- 特別な病状の観察と助言
- 心の健康のチェックと助言

日常生活の看護

- 清潔のケア
- 食生活の援助
- 排泄のケア
- 療養環境の整備
- 寝たきり、床ずれ予防のためのケア
- コミュニケーションの援助
- 終末期の看護

在宅リハビリテーション看護

- 体位交換、関節などの運動
- 日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行）
- 日常生活用具（ベッド・ポータブルトイレ・補聴器・車椅子・食器など）の利用相談

精神・心理的な看護

- 不安な精神・心理状態のケア
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 社会生活への復帰援助
- 事故防止のケア
- 服薬のケア

認知症の看護

- 認知症のケアと相談
- 生活リズムの取り方、日常生活自立の支援
- 悪化防止のケア
- 事故防止のケア

検査・治療促進のための看護

- 慢性疾患（糖尿病・高血圧・肝臓病など）の看護と療養生活の相談
- 床ずれ、その他創部の処置
- 留置カテーテルなどの管理
- 服薬指導・管理
- その他かかりつけの医師の指示による処置・検査

家屋改善のアドバイス

- 住宅改造時の相談（居室・廊下・居間・台所・浴室・洗面所・トイレ・階段・玄関・庭など）

介護者の相談

- あらゆる病状、介護、日常生活に関する相談
- 精神的支援

社会資源の使い方相談

- 市区町村の在宅ケア資源
- 近隣の民間企業・社会福祉協議会の資源
- その他、保険・医療・福祉・看護・介護の資源など

9. 利用料（介護保険ご利用の場合）

基本利用料として健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、メディカル・ハンプ訪問看護ステーション料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

料金表

a. 訪問看護師による訪問

※准看護師が訪問した場合所定の単位数の 90/100 に相当する単位数を算定

	訪問時間	料金（一割負担の場合）	単位数
☐	20 分未満	358 円	314 単位/回
☐	30 分未満	537 円	471 単位/回
☐	30 分以上 60 分未満	939 円	823 単位/回
☐	60 分以上 90 分未満	1,286 円	1,128 単位/回

b. 理学療法士、作業療法士による訪問

	訪問時間	料金（一割負担の場合）	単位数
☐	20 分未満	336 円	294 単位/回
☐	20 分以上 40 分未満	671 円	588 単位/回
☐	40 分以上 60 分未満	907 円	795 単位/回

理学療法士、作業療法士の訪問は、1 回(294 単位)を 20 分とし、週 6 回まで利用可能

c. その他のサービスの加算料金（※一割負担の場合）

	項目	基本 料金	単位数	内容
☐	特別管理加算 I (1 月につき)	570 円	500 単位	・ 気管切開（永久気管孔を含む）を行っている方 ・ 膀胱留置カテーテル・気管カニューレを使用している方 ・ 中心静脈栄養・経管（経鼻・胃ろう）栄養・自己導尿・腹膜透析を行っている方 ・ 数日間継続的に末梢点滴を行っている方 ・ PTCD 等のドレーン留置されている方

□	特別管理加算Ⅱ (1月につき)	285 円	250 単位	・在宅酸素を行っている方 ・人工肛門・人工膀胱を造設している方 ・真皮を超える褥瘡のある方
□	緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (1月につき)	684 円	600 単位	ご利用者の同意を得て 24 時間体制で計画訪問以外に必要時、電話相談・緊急時訪問を行う事に対し月 1 回算定
□	退院時共同指導加算	684 円	600 単位	病院・介護老人保健施設に入院又は入所しているご利用者に対して、当ステーションの看護師が、主治医などと共同して在宅生活における必要な相談援助を行った場合算定
□	看護・介護職員連携強化加算	285 円	250 単位	痰の吸引・経管栄養等を実施する指定訪問介護事業所と連携し痰の吸引が必要なご利用者に係わる計画の作成や、ヘルパーに対する助言等の支援を行った場合算定
□	初回加算Ⅰ	399 円	350 単位	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して退院当日に初回の訪問看護を行った場合に算定
□	初回加算Ⅱ	342 円	300 単位	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定
□	口腔連携強化加算 (1月につき)	57 円	50 単位	口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関とケアマネジャーに評価結果の情報を提供した場合に算定
□	ターミナルケア加算	2,850 円	2,500 単位	在宅で亡くなられたご利用者に対し、亡くなる 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定

□	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	4 円	訪問時毎 3 単位	・すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね 1 ヶ月に 1 回以上開催し、開催状況の概要を記録していること ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも 1 年に 1 回以上健康診断等を実施していること ・看護師等の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上であること
□	看護体制強化加算Ⅰ	627 円	550 単位	・前 6 か月において実利用者数の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数の割合が 50%以上であること
□	看護体制強化加算Ⅱ	228 円	200 単位	・前 6 か月において実利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実利用者数の割合が 20%以上であること ・算定日が属する月の前 12 か月において 5 名以上のターミナルケア加算を算定すること（Ⅱの場合は 1 名以上 5 名未満） ・地域で連携し相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人材確保に貢献する取り組みを推進すること ・訪問看護の提供にあたる従業員の総数に占める看護職員の割合が 6 割以上であること

d, 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護をご利用の方

(※一割負担の場合)

項 目	定期巡回・臨時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合	料金	単位数
定期巡回訪看	※准看護師による訪問が1回	3,376 円	2,961 単位
定期巡回訪看・准1	でもある場合 (98%)	3,309 円	2,902 単位
定期巡回訪看・介5	要介護5の者の場合+800 単位	4,288 円	3,761 単位
定期巡回訪看・准1・介5		4,221 円	3,702 単位

e, キャンセル料 (契約書第11条)

前日午後5時までに申し出があった場合	無料
前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	キャンセル料 10,000 円

※ 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

① 基本料金に対してサービス提供開始時間が、早朝 (午前6時～午前8時)・夜間 (午後6時～午後10時) 帯の時間は25%増し、深夜 (午後10時～午前6時) 帯は50%増しになります。

② 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

③ 世田谷区の地域単価・訪問看護の人件費区分より基本単価10円に対して11.40円となります。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

④ 特別訪問看護指示について

医師の指示による頻回訪問が必要となった場合、主治医より特別訪問看護指示書が交付されます。交付された場合、指示期間 (指示書1回交付につき最長2週間) 医療保険からの給付サービスとなります。

当ステーションでは、24時間対応できる体制となっています。

利用者の同意をいただいた場合には、緊急時訪問看護加算 (600 単位) を加算させていただきます。

緊急時訪問看護加算に 同意する ・ 同意しない

10. 保険外サービス

<個人契約の訪問看護（保険外サービスの料金）>

個人契約による訪問看護料

看護師 30 分まで 6,000 円 60 分まで 11,000 円 90 分まで 15,000 円

理学療法士、作業療法士

20 分まで 4,000 円 40 分まで 7,500 円 60 分まで 10,000 円

※ 1 時間以上は延長とし、30 分増す毎に 3,000 円

夜間・早朝は単価(30 分未満又は 30 分以上 1 時間未満の料金)の 1.25 倍

深夜は単価の 1.5 倍

エンゼルケア処置 : 20,000 円

11. 料金の請求及びお支払方法

利用料・その他の費用 の請求方法	銀行自動引き落とし： 毎月 15 日前後に前月分の請求書を発送いたします。
お支払方法	◇ 翌々月の 4 日に引き落としさせていただきます。(当日 土・日・祝日の場合は翌日) 4 日に引き落としができない場合は、翌月次月請求分と合わせて引き落としさせていただきます。
領収書の発行	◇ 次月請求書送付時に同封いたします。領収日は引き落とし日になります。 ◇ 領収書を早めにご希望の方はご連絡ください。
請求書の届け先 ※右記どちらかに○	下記ご住所 ・ 患者様 ・ 施設お預け お名前： (続柄：) ご住所： 〒 電話番号： _____

12. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

ご利用者（家族） _____

主治医 _____

主治医連絡先 _____

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症および災害等に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症および災害等に係る研修を定期的（年1回以上）実施します。
- (3) 感染症および災害等が発生した場合、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料が必要な場合は利用者の負担となります。）

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 酒井美知子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 介護相談員を受入れます。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身体拘束について

- （１）事業所は原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。
- （２）本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- （３）身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化 委員会を設置します。
- （４）定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

17. 苦情申し立て窓口

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の苦情相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応致します。また市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

社内相談窓口	訪問看護ステーション相談窓口	(電話) 03-3326-5409
		(受付時間) 午前9時~午後5時
		(担当者) 内田 玉實
外部苦情 申し立て機関	世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-5432-2850
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-6804-8701
	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-3702-1894
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-3482-8193
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	(電話) 03-3326-6136
	杉並区介護保険 相談調整担当	(電話) 03-3312-2111
	三鷹市 健康保険福祉部 高齢者支援課	(電話) 0422-45-1151
	調布市 福祉健康部 高齢者支援室 介護保険担当	(電話) 042-481-7321
	狛江市 福祉総合相談	(電話) 03-3430-1111
	東京都国民健康保険 団体連合会	(電話) 03-6238-0177
	稲城市 高齢福祉課	(電話) 042-378-2111
	府中市福祉保健部 介護保険課	(電話) 042-364-4111

18. 職員への心付けのお断わり

当事業所では、倫理規程によりご利用者、ご家族の方などからお心付けなどを受け取ることが禁じられておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和 年 月 日

訪問看護、若しくは介護予防訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104 号室

名称 株式会社 メディカル・ハンプ 印

説明者 所属 訪問看護ステーション

氏名 酒井 美知子 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護、若しくは介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け同意しました。

ご利用者 住所

氏名 印

ご家族（代理人） 住所

氏名 印

個人情報のお取り扱いについて

本事業所は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への在宅サービスの提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。

この書面は、利用者及びご家族の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本事業所の基本的姿勢

本事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者のみなさまの個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本事業所が保有する個人情報の利用目的

本事業所は、在宅サービスの申し込み、在宅サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、在宅サービス記録・台帳の作成等といった在宅サービスの提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者のみなさまの個人情報は、在宅サービスの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答。
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保健施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプト提出
- ・ 保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学会等の実習、研修への協力のため

3. 本事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実地方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ先

開示請求、苦情・訂正・利用停止等は、下記にお申し出ください。

株式会社メディカル・ハンプ

代表取締役 内田玉實

世田谷区上祖師谷 1-35-15 シオン烏山 104 号室

TEL 03-3326-5409 FAX 03-3326-8430

上記の個人情報の取り扱いに関して同意しました。

令和	年	月	日
ご利用者名			
			印
ご家族者名 (続柄)			
			印 ()
			印 ()
			印 ()
			印 ()
			印 ()